

都市農村交流対策事業実施要領

（趣旨）

第1条 都市農村交流対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 近年、都市住民、消費者等が農山漁村で農作業を体験し、農山漁村の自然、文化、食事等に親しみながら住民との交流を楽しむ余暇活動及び、小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の需要が高まっている。これらは、農山漁村に宿泊料・体験料の収入、農産物販売等による経済効果をもたらすほか、U・I・Jターンによる定住促進、住民の生き甲斐創出、生産や農村環境保全への意欲向上、集落機能の維持等多様な効果が期待される。そこで、交流を担う人材・組織の育成確保、受け入れ体制の整備、情報発信の拡大、体験学習プログラムの充実等の支援を行うことで、交流・滞在人口の増加を図り、地域の活性化につなげる。

（事業実施計画の承認申請）

第3条 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号の様式によるものとする。

（事業実施計画の変更申請）

第4条 要項第5条の1の「別に定める変更事由」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業費の30%を超える変更
- (3) その他、知事が必要と認める事項

2 前項に掲げる事由が生じる場合は、要項第5条の規定により事業実施計画変更承認申請書を速やかに知事に提出するものとする。

3 事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号の様式を準用する。

（補助金等の交付申請）

第5条 要項第6条第2項の補助金申請に添付する事業計画書は、別記様式第1号の様式によるものとする。

（補助金等の変更交付申請）

第6条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業実施変更計画

書は、別記様式第 1 号の様式を準用する。

（交付決定前着手）

第 7 条 要項第 9 条の「緊急やむを得ない事情」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 田植え、収穫、せん定等、農作業体験の開催時期が作物の生育に影響されるため、交流開始時期が制限されるもの
- (2) その他、知事がやむを得ないと認められるもの

2 前項に掲げる変更事由が生じる場合、要項第 5 条の規定による交付決定前着手承認申請書を速やかに知事に提出するものとする。

3 交付決定前着手承認申請書は、別記様式第 3 号とする。

（実績報告）

第 8 条 要項第 13 条第 2 項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記様式第 2 号の様式によるものとする。

（雑則）

第 9 条 要項第 20 条の別に定める必要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業内容、採択基準等は、別紙 1 に定めるものとする。
- (2) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。